

鹿屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

御 原 邦 男

鹿屋市条例第 13 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第24号

鹿屋市水道事業給水条例の一部改正について

鹿屋市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鹿屋市水道事業給水条例（平成18年鹿屋市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合に、他の水道事業者が指定した工事事業者等による給水装置工事を可能とするため、本案を提出するものである。